

## 県内における高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の完了について

〔令和3年1月19日〕  
畜産課

令和2年12月7日(火)に、三原市で発生した高病原性鳥インフルエンザについては、移動制限区域(発生農場から半径3km圏内の家きんや卵などの移動を禁止する区域)内で新たな発生は認められず、家畜伝染病予防法で規定された発生農場の防疫措置の完了から21日を経過したため、令和3年1月8日(金)午前0時をもって、移動制限区域を解除した。

併せて、全ての消毒ポイントの運営を終了し、今回の発生に係る全ての防疫措置が完了したため、危機対策本部についても廃止した。

**1 移動制限区域の解除**

令和3年1月8日(金)午前0時00分

**2 消毒ポイントの運営終了について**

令和3年1月8日(金)午前0時00分

終了した消毒ポイント

- ① 坂井原路肩 三原市久井町坂井原
- ② 三原市大和支所 三原市大和町下徳良

**3 危機対策本部の廃止について**

12月7日に設置した危機対策本部については、防疫措置の完了に伴い、廃止した。

**4 今後の対応について**

国内で高病原性鳥インフルエンザが継続している状況を踏まえ、警戒体制を継続し、県内養鶏場に対して農場の消毒と、異常発生時の早期通報を引き続き徹底する。

また、100羽以上の農場に対して、飼養衛生管理基準の遵守状況の自己点検を指示しており、対策状況を取りまとめ中である。